



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

648	令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集	(総務課).....	1
649	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	1
650	救急病院の認定	(医務課).....	2
651	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	2
652	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	4
653	保安林の指定	(").....	4
654	"	(").....	4

○ 公安委員会告示

31	遊泳区域の指定	5
----	---------	-------	---

○ 警察本部告示

6	放置駐車違反管理システム構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	5
7	和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	7

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	11
	"	(").....	14

告 示

和歌山県告示第648号

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）第21条第2項の規定に基づき、令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集期間

令和3年7月1日（木）から同年8月2日（月）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第649号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
合同会社REWARD	紀の川市貴志川町丸栖662番地	医療機関の所在地	紀の川市貴志川町北山520-5	紀の川市貴志川町丸栖662番地	令和3.5.1

和歌山県告示第650号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 桜ヶ丘病院
- 2 所在地 有田市箕島904番地
- 3 有効期限 令和6年6月27日

和歌山県告示第651号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「Ecstasy Gay（エクスタシー ゲイ）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「けつマンゴ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「CARNIVAL（カーニバル）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「花魁（R-TYPE）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「ゴメオXP+58」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ケツアクメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「菊紋」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「GAY RASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「奴隷～NO.9～」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「狂狗」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「性暴」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真を付して、「KING'S celebration」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「SQUALL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「xoxo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「RETRO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「メスイキ男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「とろとろ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (18) 次の写真に示すとおり、「EMPEROR (CRAZY SHOT GUN)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「W2-STAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy King」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Black Diamond SEC-1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Crazy Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「Crystal XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「LOVE BEAT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真を付して、「Viking」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Ultra Extreme Zero」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Deep Lagoon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「Ultimate SHOCK EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Virgin Moan」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「88 Revenge」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「VICTOR SONIC」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「LILY THE LAST」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Spanking monster」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真を付して、「Refresia」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「ACME SNAKE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「POP HOP POP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「PUSSY BEAT BOX」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「END OF THE WORLD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真を付して、「Misty Dash」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「FREE UNDER LIMITED」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「2012 Future」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「UNDER SPECTOR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「Night Panic UK」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「UPPER FUNNY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (45) 次の写真を付して、「44 Magnum」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Orga Fly RELIGION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真を付して、「69 DEEP expert」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真を付して、「SEXIST TOXIN」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。

- (49) 次の写真を付して、「Doll Maker」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真を付して、「AURA NEO Ecstasy Revision」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「the Helios」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「FUSION FANTASTIC」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和3年6月29日

和歌山県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩303の1、303の2、312の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川3642
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町大内川字池ノ谷1407の1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和3年6月29日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月1日から同年8月31日まで
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、放置駐車違反管理システム構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月29日

和歌山県警察本部長 親家 和仁

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和3年度

- (2) 調達役務の名称
放置駐車違反管理システム構築委託業務
- (3) 調達役務の仕様等
放置駐車違反管理システム構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
契約日から令和4年3月31日までの間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。
ア この入札に係るシステムと類似の情報管理システムの構築業務において、当該システムに係るWEBシステムの設計及び開発を行った実績を有すること。
イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (6) 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする該当製品のカタログ等

サ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

ス 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ及びサからスまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年6月29日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月29日（火）から同年7月13日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年6月29日（火）から同年7月16日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和3年7月15日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

交通指導課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-475-0359

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年7月26日（月）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和3年8月5日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年8月11日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月29日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間稼働のWEBアプリケーションシステム若しくはクライアントサーバシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

カ この入札に係るシステム貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）又は（イ）に掲げる要件を、同等規模以上とは（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間稼働のサーバについて、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）ソフトウェアについて、リース又はレンタルを行った実績を有すること。

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、システム賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(シ)の書類についてはシステム賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年6月29日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月29日（火）から同年7月13日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年6月29日（火）から同年7月16日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
- なお、郵便による場合は、令和3年7月15日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 交通企画課
- 和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年7月26日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和3年8月5日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年8月11日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

放置駐車違反管理システム構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月29日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和3年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム構築委託業務 一式
- (3) 調達役務の仕様等
放置駐車違反管理システム構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
契約日から令和4年3月31日までの間
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県警察本部告示第6号に規定する放置駐車違反管理システム構築委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-475-0359

(2) 期間

令和3年6月29日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年6月29日（火）から同年7月13日（火）までの間に交通指導課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和3年8月12日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年8月11日（水）午後5時までに交通指導課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of Illegal Parking Management System

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 12 August 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 11 August 2021)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

入札公告

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月29日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和8年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託

契約日から令和4年3月31日までの間

イ 貸借業務

令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県警察本部告示第7号に規定する和歌山県警察交通情報総合管理システム更新委託及び貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

(2) 期間

令和3年6月29日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年6月29日（火）から同年7月13日（火）までの間に交通企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和3年8月12日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年8月11日（水）午後5時までに交通企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Traffic Information Management System and equipment lease

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 12 August 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 11 August 2021)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120